

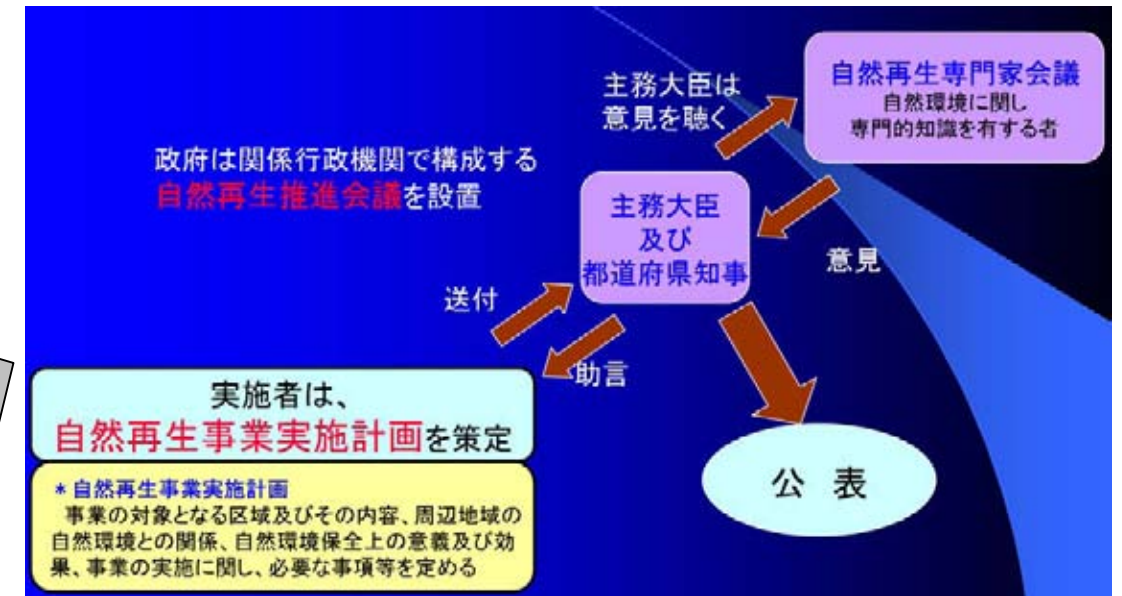
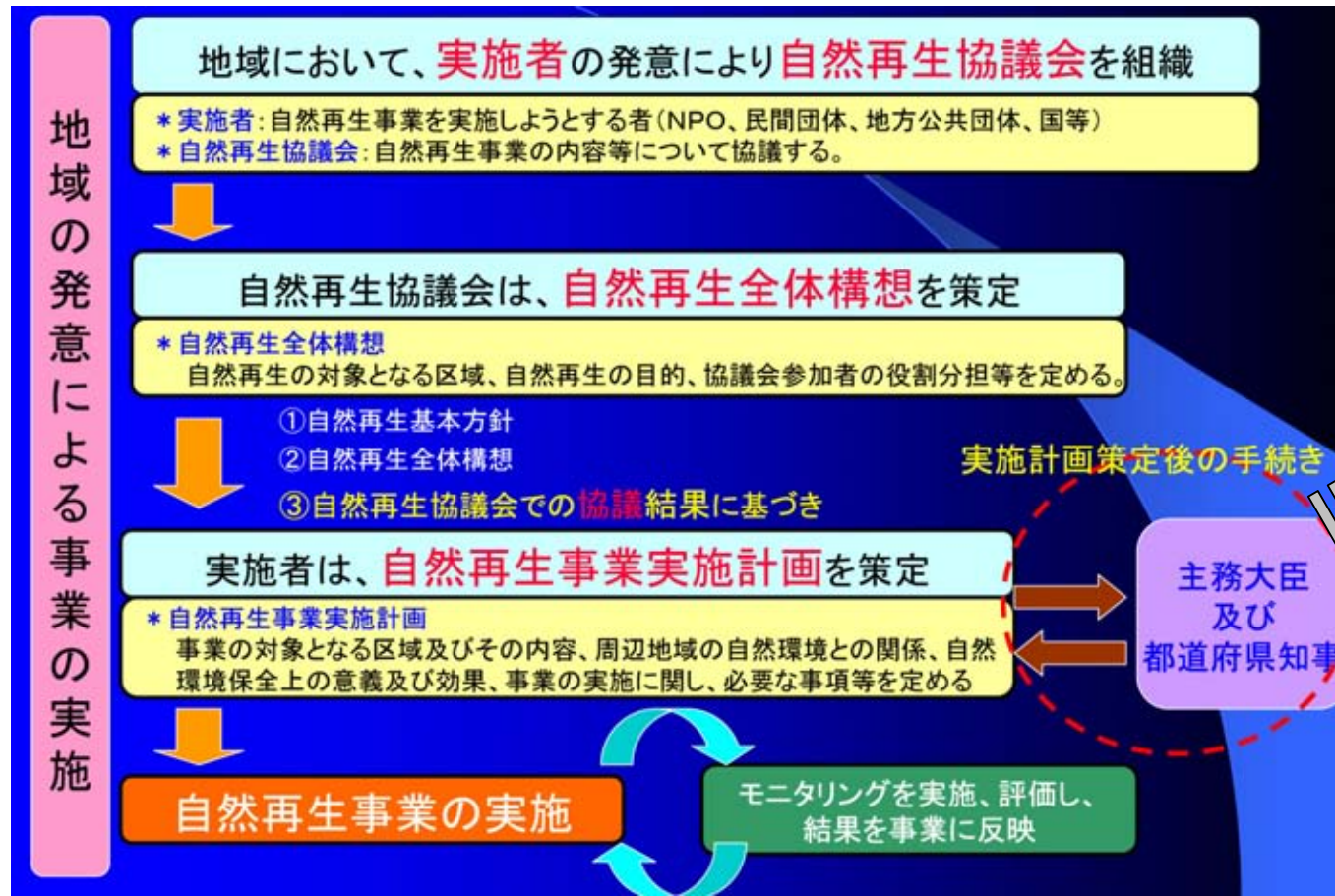
荒川太郎右衛門地区自然再生事業

実施計画の進め方について

平成18年5月28日

荒川上流河川事務所

1. 自然再生推進法に基づく自然再生事業の流れ

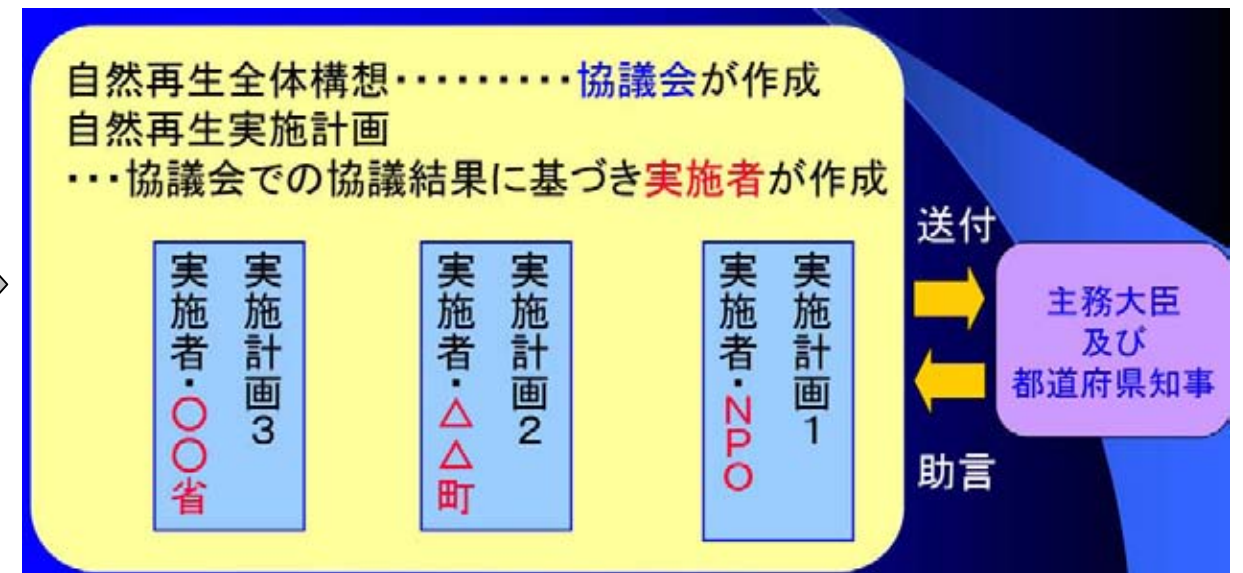


『自然再生実施計画』は、策定後に主務大臣及び都道府県知事へ送付し、「自然再生専門家会議」で意見を聞いた後、公表します。

2. 自然再生事業実施計画

全体構想と実施計画の比較

項目	自然再生全体構想	自然再生事業実施計画
作成者	自然再生協議会	自然再生事業の実施者 〇〇省、△△市、NPO等
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然再生の対象となる区域 ・ 自然再生の目標 ・ 協議会に参加する者の名称又は指名とその役割分担 ・ その他自然再生の推進に必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の自然再生事業の対象となる区域 ・ 個々の自然再生事業の内容 ・ 周辺地域の自然環境との関係と自然環境の保全上の意義・効果 ・ 事前調査や事業期間中・実施後のモニタリングの具体的な計画 ・ その他自然再生事業の実施に必要な事項
手続き	特になし	主務大臣及び都道府県知事に送付



『全体構想』は協議会が作成しますが、『自然再生実施計画』は、それぞれの実施者が作成します。国土交通省に限らず、地方自治体、NPO等の様々な主体が作成するものです。

自然再生推進法における「実施者」の位置づけについて

実施者の責務

第5条 この法律に基づいて自然再生事業を実施しようとする者（河川法、港湾法その他の法律の規定に基づき自然再生事業の対象となる区域の一部又は全部を管理する者から委託を受けて自然再生事業を実施しようとする者を含む。以下「実施者」という。）は、基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むよう努めなければならない。

【解 説】

実施者とは、「この法律に基づいて自然再生推進事業を実施しようとする者」をいうものとされているが、この実施者には、河川法や港湾法等の法律に基づき自然再生事業の対象区域を管理する者から委託を受けて自然再生事業を実施しようとする者も含まれることになる（第5条括弧書き）。これは、委託・請負事業として自然再生事業が実施される場合に、発注者のみが実施者であると解釈されることを避けるために明記されたものであるといえよう。例えば、河川敷の一部において、河川管理者から委託を受けた上で、自然再生事業を行おうとするNPOなど、自らの意志で自然再生事業を主体的に実施しようとする者も実施者に含まれる旨が明らかにされているのである。したがって、例えば、河川敷における自然再生事業の工事を単に請け負う業者については、自らの意志で自然再生事業を実施しようとする者とはいえないことから、実施者にはふくまれないことになろう。

自然再生事業実施計画

第9条 実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画（以下「自然再生事業実施計画」という。）を作成しなければならない。

- 3 実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならない。
- 4 自然再生事業実施計画は、自然再生全体構想と整合性のとれたものでなければならない。

【解 説】

実施計画は、それぞれの実施者が作成することとなるが、他の実施者による自然再生事業と一体で行う方が効率的あるいは効果的な場合には、複数の実施者が連名で実施計画を作成することも考えられよう。

自然再生は、その対象となる区域を取り巻く地域の自然的・社会的条件に応じた形で実施されることが必要である。したがって、実施者には、これらの条件に詳しい地域のNPOや専門家、地域住民等から成る協議会において、十分な協議を積むことが求められているのである。

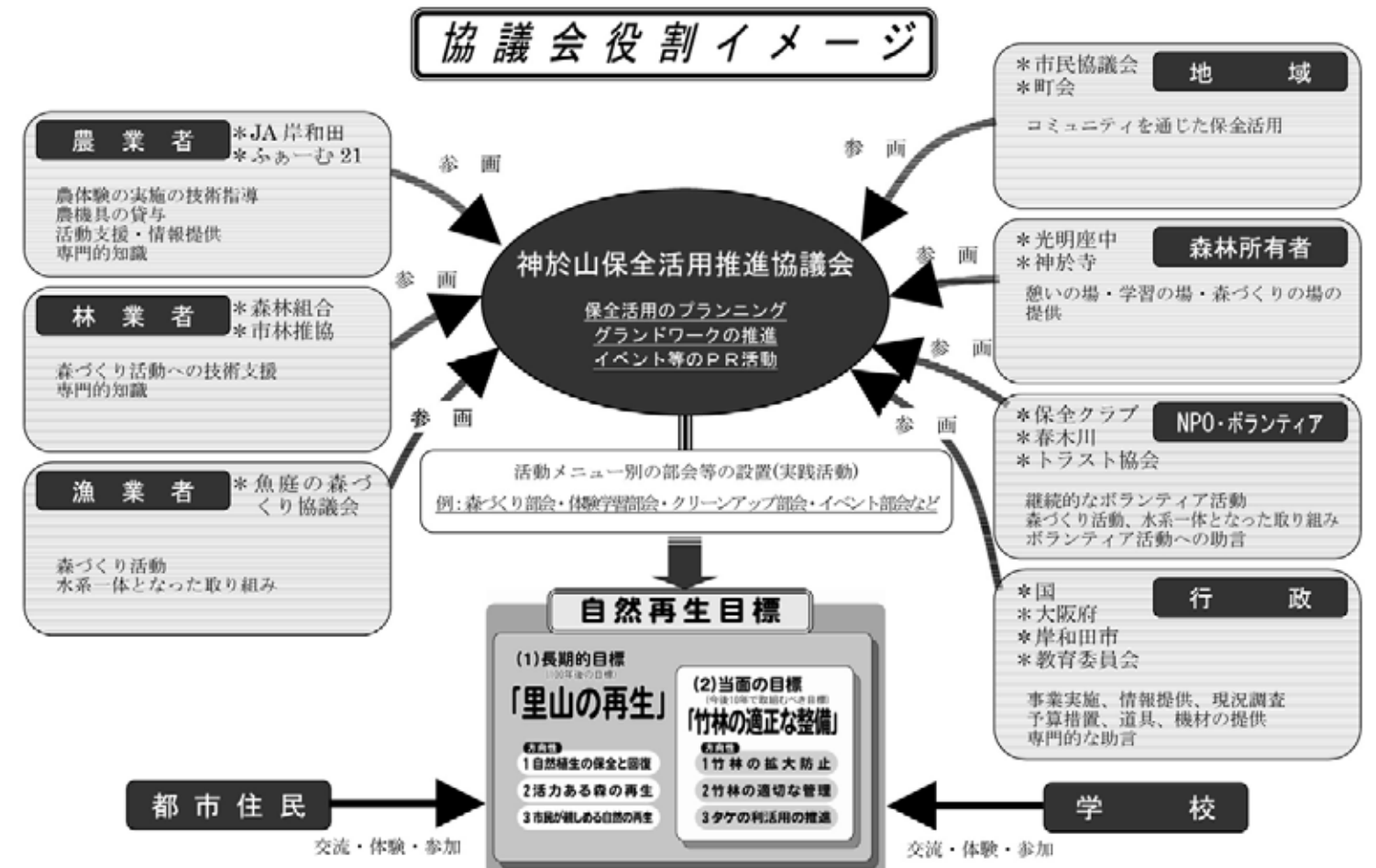
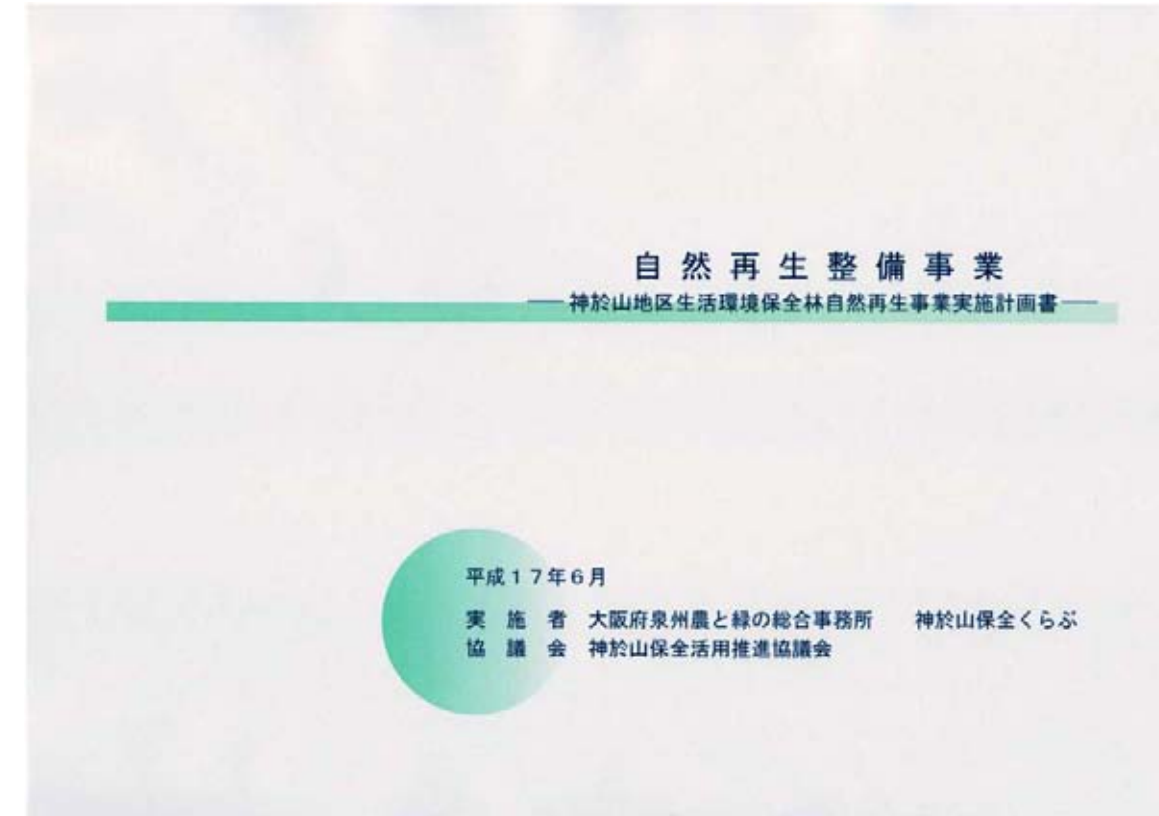
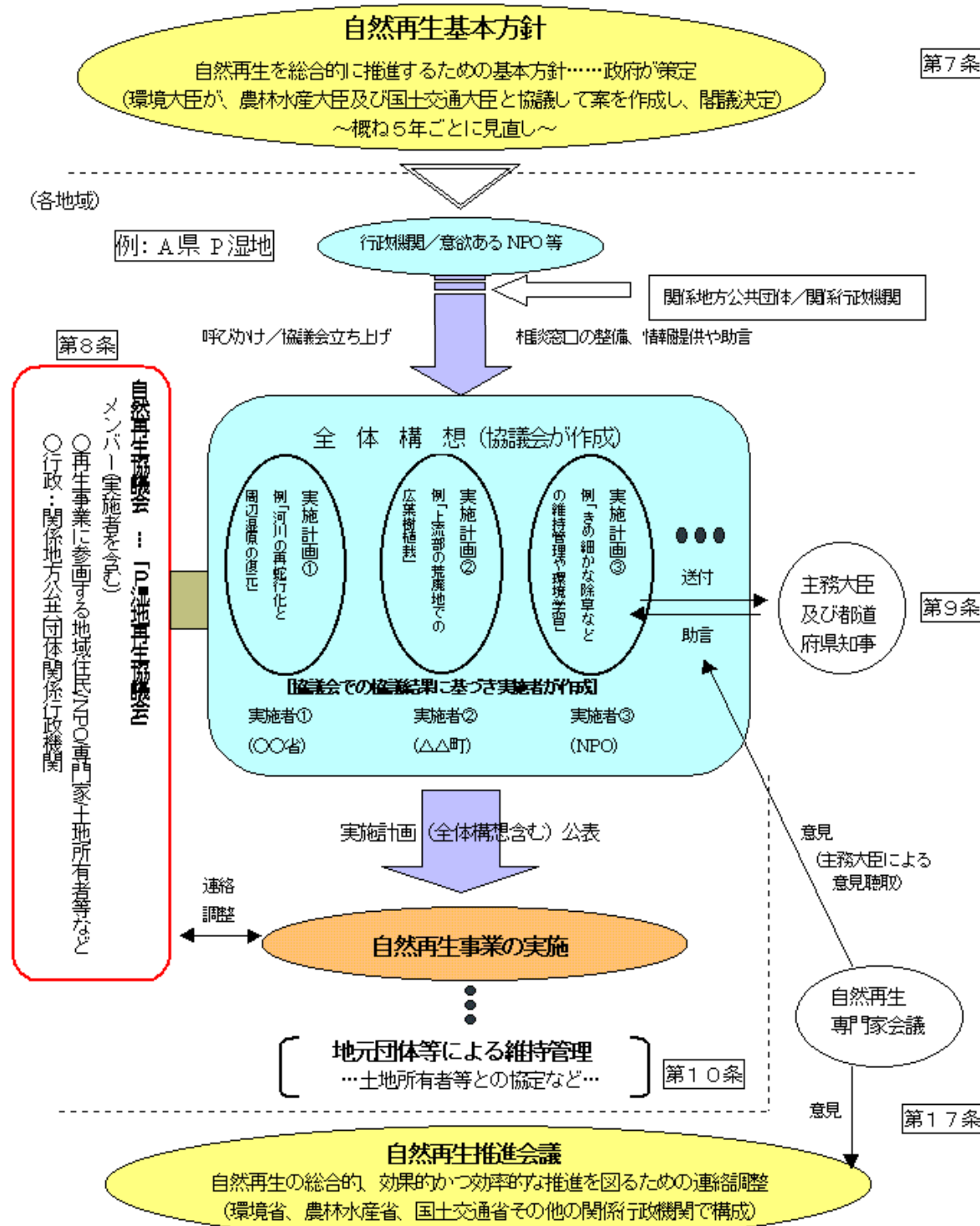
全体構想は、個々の自然再生事業実施計画がバラバラに実施されることのないように、全体的な方向性をもって、これらを束ねるものとして位置付けられるのであり、この意味から、個々の実施計画が全体構想との整合性をとるべきことが定められている。

※ 解説について

上記資料の【解説】に書かれている内容は、下記の書籍から引用しています。

書籍名 : 【自然再生推進法と自然再生事業】
編 著 : 衆議院議員 谷津義男 / 衆議院議員 田端正広
発行所 : 株式会社 ぎょうせい

複数の実施者による実施計画の作成例と協議会における役割分担の例
 (神於山地区自然再生事業：岸和田市)



3. 自然再生事業実施計画の構成

自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）第 9 条 2 項において、『自然再生事業実施計画』の内容は次のように定められています。

第九条 （自然再生実施計画）
2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。
一 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
二 自然再生事業の対象となる区域及びその内容
三 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係ならびに自然環境の保全上の意義及び効果
四 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

これを受けて、荒川上流河川事務所が作成する『自然再生実施計画』の骨子を右の通り提案します。

自然再生実施計画（荒川上流河川事務所）・骨子のたたき台

第 1 章 実施者の名称および実施者の属する協議会
第 2 章 自然再生事業の対象となる区域及びその内容
第 1 節 荒川上流及び流域の概要
第 2 節 荒川流域及び太郎右衛門 自然再生地の歴史の変遷
第 3 節 太郎右衛門自然再生地の現況
第 4 節 太郎右衛門自然再生地の課題
第 5 節 荒川太郎右衛門地区の自然再生目標
第 6 節 整備の基本方針
第 7 節 整備目標と整備計画
第 8 節 整備後の予測と評価
第 9 節 モニタリング・維持管理
第 3 章 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果
第 1 節 周辺地域の自然環境との関係
第 2 節 自然環境の保全上の意義及び効果
第 3 節 生物多様性への配慮事項
第 4 章 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項
第 1 節 自然環境学習の実施
第 2 節 普及啓発・情報公開の実施

5. 実施計画の検討項目（案）

実施計画の大項目	流水環境の復元 旧流路の保全	湿地及び止水環境の拡大	河畔林の保全 ハンノキ林の保全再生	河川縦断方向の連続性確保	環境学習・利活用	エコロジカルネットワーク	その他
検討項目	(1) 導水方法の検討 (2) 流量の検討 (3) 流水路の平面、縦・横断形状及び旧流路保全箇所の検討 (4) 植生再生方法の検討 (5) 施工計画の検討 (6) モニタリング計画の検討 (7) 維持管理計画の検討	(1) 湿地の類型化 (2) 湿地環境の範囲の検討 (3) 湿地の形状の検討 (4) 植生再生方法の検討 (5) 施工計画の検討 (6) モニタリング計画の検討 (7) 維持管理計画の検討	(1) 河畔林の保全の検討 1) 保全対象種の抽出 2) 保全方針の検討 3) モニタリング計画の検討 4) 維持管理計画の検討 (2) ハンノキ林の保全再生の検討 1) 更新サイトの試験区分の検討 2) 平面配置の検討 3) 形状の検討 4) モニタリング計画の検討 5) 維持管理計画の検討	(1) 対策実施箇所の抽出 (2) 対象魚類・生物の検討 (3) 対策案の検討 (4) モニタリング計画の検討 (5) 維持管理計画の検討	(1) 利活用の基本方針 (2) 施設整備 (3) 活動内容立案 (4) 実施体制 1) 環境学習指導 2) 指導者育成 (5) 安全管理 (6) 地元利用者への配慮 (7) 維持管理方針	(1) 対象地域 (2) ネットワーク形成の基本方針 (3) 関連地区の整備・管理計画 1) 太郎右衛門地区との関連の整理 2) 指標種の抽出 3) 整備内容の検討 4) 管理内容の検討 5) モニタリング計画 (4) その他	

上の表では、実施計画の対象となる事業の大項目を示しています。実施計画を作成するにあたっては、大項目の中の一部を対象とすることも考えられます。例えば、NPOが実施者となりハンノキ林の維持管理を対象とした実施計画を作成することや、ある地域のエコロジカルネットワークを対象に実施計画を作成することも可能です。